

## 〈論 説〉

# 中国民事訴訟の手続構造と 訴訟運営の規律（1）

小 嶋 明 美

## 目 次

### はじめに

#### I 中国民事訴訟における受理手続

- 1 受理手続の概要
- 2 受理審査の方式
- 3 立審分立
- 4 「起訴難」と受理審査
- 5 調停の先行

### はじめに

中国では、1949年に中華人民共和国成立後、30年余りを経て、建国後初の中華人民共和国民事訴訟法<sup>1)</sup>〔試行〕(1882)が制定された。そして、この法は、その基本的構造を変えることなく、1991年には補充・改正されて〔試行〕の文字がとられた。しかし、その後も中国の社会、経済の変動は著しく、中国の民事訴訟は様々な問題を抱え、全面改正の必要性が叫ばれながらも実現には至らなかつた。2007年には急務であった裁判監督手続<sup>2)</sup>と執行手続についての部分改正が行われたが、今次の改正案の起草に着手されたのは2010年になってからのことであり、本年（2012）、中華人民共和国民事訴訟法はようやく全面改正され、公布された。<sup>3)</sup>

しかし、その法をみると、改正が全体に渡るという意味では全面改正であるといえようが、期待された基本構造に関わる改正はなされなかつたという印象である。

他方で、実務には大きな変化がみられる。法の基本構造が変わらないのに、

その運用が大きく変わるのは奇妙に思われるかもしれないが、ときには批判され、ときには推奨されながら、中国の民事訴訟実務は法に先んじて数々の改革を進めてきたのであり、そうした試みを経て法に結実するというのも中国の立法の有り様である。改革の内容によっては、広大な中国のそれぞれの地域の運用には相当な差異があると思われたが、時間の流れと地域差の尺度は我が国とは比べられないものなのであろう。

本論稿が基礎とするのは、9月に行った訪中調査の中、上海市長寧区人民法院における視察と、2日間に渡る院長をはじめ、総勢7人の法官との討議である。そこで得られたものは、中国民訴法研究者により書かれたもの、人民法院が自らの調査結果を基にまとめた資料より伺い知るところとは、大きく隔たりのある内容であったので、ここに紹介しつつ、我が国との比較において論じて行きたいと考える。しばらくの間は、「中国の民事訴訟は…」と一括りにして論することは差し控えたい。

## I 中国民事訴訟における受理手続

### 1 受理手続の概要

#### (1) 訴えの方式と訴状記載事項

中国において、訴えの提起は、原則として書面によるが、困難なときは口頭でもよいとされる。本人訴訟も認められ、また代理人による場合にも専門家たる弁護士に限らないことから、訴状を書くことが難しいといった事態が想定され、当事者の便宜を図る趣旨である。口頭によるときは、法院は記録に記載し、相手方当事者に告知する（民訴120）。

訴状には、①原告の氏名・性別・年齢・民族・職業・勤務先・住所・連絡方法、法人またはその他の組織の名称・住所および法定代表者または主たる責任者の氏名・職務・連絡方法、②被告の氏名・性別・勤務先・住所等の情報、法人またはその他の組織の名称・住所等の情報、③訴訟上の請求およびその根拠とする事実と理由、④証拠および証拠の出所、証人の氏名および住所を要し（民訴121）、記載事項に不備あるときは、法院は原告に期限までに補正するよう命ずることができる。<sup>4)</sup>

## （2）受理手続の意義と効果

受理手続は受理審査と立案（訴訟事件を正式に記録することをいう。）からなる。また、実務では、受理を立案という。

訴状または口頭による訴えを審査し、要件を満たすと認めたとき、法院は事件を受理、立案し、当事者に通知する（民訴123）。受理により訴訟は成立し、<sup>5)</sup>当事者は同一の紛争についてさらに法院に訴えを提起することはできなくなり、法院も他の法院の当該事件に対する管轄権を排除することになる。また、訴訟が成立すると、法院は法定の事由なくして訴訟を停止、終結することはできなくなる。

## （3）訴え提起の要件

受理審査の対象となる訴え提起の要件とは、次のようにある（民訴119）。

①原告が当該事件と直接の利害関係を有する公民、法人およびその他の組織であること、②明確な被告がいること、③具体的な訴訟上の請求および事実・理由があること、④法院の民事訴訟の受理範囲と受訴法院の管轄に属すること。

①は原告適格を、④は主管と管轄権を要件とするものである。②は、明確であるのみならず、被告適格を有することも意味しており、被告適格を欠く場合には、法院は当事者に正当な被告に換えるよう告知しなければならない。

通常は、実体的法律関係の主体が当事者となるとされるが、当事者適格の審査にあたっては、少なくとも紛争との間に利害関係があることで足り、当然のことながら、自分には権利があり、義務があるのだということを完全に証明する必要はなく、紛争が生じた可能性をわからせるという程度のものでよい。資料としては、資格証明等をみるに止まる。実質的当事者概念を探るわけではなく、また、我が国の当事者適格の考え方との間に差異があるわけでもないようである。

③は、訴状の記載事項であり、我が国における請求の趣旨と原因にあたる。「具体的な訴訟上の請求」とは、原告による実体的権利の主張が内容と範囲において具体化され、特定できるものでなければならないことを意味する。訴訟物は、当事者によって特定されなければならないとするもので、我が国と同様の処分権主義が働く場面である。

さらに、訴訟上の請求の基礎と根拠となる事実と理由も求められる。事実と

は、原告と被告の間で争いが生じている民事法律関係の発生、変更、消滅の事実であり、これは、中国の民事訴訟実務が要件事実を意識しているとは一般的にいうことはできないであろうが、少なくとも長寧区法院では、要件事実であると明言されている。<sup>7)</sup> そして、理由とは、そうした事実を証明し、最終的には自己の実体的権利主張を証明するための「証拠」、「関係する法律規定」をいう。

ただし、訴え提起の要件として求められる事実と理由は、確実で充分であることを要するわけではなく、訴訟上の請求に全く根拠がないわけではないことを伺い知るものであれば足り、理由に含まれるとされる証拠についても、同じくその程度のものを提供しなければならないというにすぎない。具体的には、ここにいう証拠とは、契約事件であれば、契約書があれば望ましいこと言うまでもないが、契約書がなければ受取証、領収書等、書面であるというが、これら事実と理由が原告の訴訟上の請求を支えることができるかどうかについては、事件の審理を待って判決ではじめて認定されるものである。本来の制度設計はそのとおりであろうし、長寧区法院ではそのような審査がなされている。しかし、他方で、実体的要件の存在が訴え提起の要件として求められているとも指摘され、運用は様々なようである。<sup>8)</sup>

#### (4) 受理審査と訴訟要件

以上をみると、我が国における訴訟要件の審査が受理審査の段階で行われている。審査の結果、要件を満たさないとされた場合には、不受理の裁定が下される。また、受理後にこの要件を欠くことが判明した場合には、訴え却下の裁定（民訴154）<sup>9)</sup>が下される。<sup>10)</sup>

前述の訴えの提起時に必要とされる程度の証拠についても、不備が受理後に判明したときには、訴え却下の裁定が下される。民事訴訟法（試行）立法時には、証拠がなくて真偽不明な場合には、どちらかの当事者に不利益を負わせる証明責任により判決を行うのではなく、事実は明確になっていないので法院は事件の実体的問題について判断してはならないと考え、手続的問題について行われる裁定によるとしたものと解されていた。この趣旨からすると、証拠の不足が甚だしい場合と、そうではなく真偽不明になった場合とで分けるということでもないように考えられるが、証明責任判決がなされるようになった現在では、実際には、どのように処理されているのか、次回の調査で明らかにしたい。

## （5）消極的要件

さらに124条2号、5号、6号、7号に消極的要件が定められている。<sup>11)</sup>これらに該当する場合にも、訴えは受理されない。例えば、仲裁契約がある場合には、訴訟物たる権利関係が当事者の自由な処分に委ねられるものであるならば、訴えは認められない。この場合は、仲裁機関に仲裁を申し立てるよう告知しなければならない（民訴124②）。また、判決の確定した事件について再び訴えが提起されたときは、裁判監督手続により再審の申立てをするよう裁判所は告知しなければならず（民訴124⑤）、調停により和睦した離婚事件、判決・調停により養親子関係が維持された事件は、新たな事情・新たな理由がなく、原告が6ヶ月以内に再度訴えを提起した場合には受理されない（民訴124⑦）。前者は、我が国では既判力の働く場面であり、後者は、別訴の禁止にあたると考えられるが、このように、すでに審理・判断の機会が与えられている場合にも訴えは認められない。また、条文には規定はないが、前述のように重複訴訟も認められない。

判決の確定した事件について、再度訴えが提起されたときに、何故、受訴裁判所ではなく裁判監督廷で扱うものとされるのかについては、民事法廷等、通常部の負担加重と、確定判決について専門的に扱う裁判監督廷が行うことの効率を理由とする。我が国のような制度であれば、前訴判断の拘束力により処理するのだとしても、受訴裁判所は当該事件を再審理することになるが、受理審査の段階で斥け、裁判監督廷が再審の申立てとして扱うことにはすれば、再審事由に当たるか否かの判断が先立つことになり、斥ける場合には、その判断によるべきであると考えるようである。これは、中国の法院には、再審の申立てについて専ら扱う裁判監督廷がおかれており、再審は我が国のように非常の救済申立てとして位置づけられていないことから導かれる扱いである。そして、2007年の改正においても、今回の改正においても、この再審制度の更なる充実が図られている。

また、裁判監督廷は、このように再審について処理するほか、判決書の監督を通して、改善事項を訴訟運営に反映させて導く。また、裁判監督廷は裁判委員会も含む複数の委員会を要し、思想管理の任務も担っている。<sup>12)</sup>

再審と裁判監督廷は、現在のところ、中国の民事訴訟にとって大きな特徴を

なしており、それが現実的要請に基づく過渡的なものなのか、手続構造上必須のものであるのかについては、別稿にて検討したい。

## 2 受理審査の方式

中国の受理審査は、非公開（非開廷）<sup>14)</sup>で、個別面接方式も採られ、職権主義的であり、当事者は受動的地位におかれている。

我が国では、訴訟要件を欠くことを理由として退ける場合にも、判決の形式で行う必要がある。しかし、中国では訴訟要件は手続的問題であることから、受理後に欠缺が判明した場合にも裁定で行う。裁定とは、裁判所が手続的問題についてなす判定をいい、開廷審理を要せず、最終判定も口頭によることが認められるなど、判決と大きな違いを有する。ただし、不受理の場合については、訴え却下の裁定には上訴も認められ、書面でなければならない（民訴123）<sup>15)</sup>ことから、その差は開廷審理を不要とする点のみとなる。<sup>16)</sup>

我が国においては、訴訟要件とされるものについては、基本的には職権調査、職権探知の方式がとられるが、その判断は、口頭弁論を要する判決による。中国では、手続保障に薄い方式で行われる以上、よりいっそう形式審査に止めるべきであり、訴訟要件の審理、実体的要件の審理は開廷審理の場で行うべきであると考えるが、前述のように、訴え提起の要件、受理審査事項は我が国より広く、証拠の不備によっても不受理となる。

しかし、実際には、前述のように証拠の不備も当事者適格も初步的な審査のみということであるのならば、審査事項に見合うだけの手続保障に配慮したやり方を採ればよいとも考えられる。中国の受理要件の審査に公開、対席、直接等の審理原則が必須か否かは、どこまでの審査をそこでやるのかという運用如何にもよるのであろう。

## 3 立審分立

### (1) 立案廷の分立

専門の受理機関を設置している国家は稀である。我が国も含め、通常は、書記官が受け付け、登録（訴訟記録の作成）し、裁判官が受理要件の審査をする。

中国でも、建国後、80年代は事件審理に当たる裁判所が立案も行い、さらに

執行も担当した。しかし、その運用は恣意性が大きく、簡単な事件は立案するが難しい事件は立案しない、管轄を争い立案すべき事件を立案せず、立案すべきでない事件を立案するなどの現象がみられた。また、過度に権力が集中したことから、情実、コネ、お金による事件解決といったことが行われ、裁判所に対する信頼は大いに揺らいだ。

1986年11月の全国法院信訪（陳情）工作座談会から、1996年11月の全国法院立案工作座談会までの10年間は、上記に加え、「引出事件」<sup>17)</sup>、「告情難」として問題となり、専門の立案業務を担う「告訴申訴庭」がおかれ、立審分立、審監分立が始まる。1987年9月には最高人民法院に、その後、1996年上半期までに全国の高級法院に続々と、一部の中級法院と基層法院にも告訴申訴審判庭がおかれた。当初は、裁判監督に重きがおかれ、立案段階は含まれなかつたが、立案の手続的意義が際立つに至り、その分立による裁判所内部のコントロールメカニズムの確立が目指された。

1997年4月には、立審分立の原則により、立案活動を強化し、専門化、規範化するための重要な司法解釈である「立案工作暫定規定」が公布施行され、以後、推進されて行く。その間、裁判所へ行ってもどこへ行つたらよいいかわからず、当事者は彷徨わなくてはならなかつたので、立案ホールの建設が盛んとなり、<sup>18)</sup>手続の流れを明らかにし、迷わずすむように整備された。<sup>19)</sup>

## （2）立案庭の職務

立案庭の職務については、変遷、混乱がみられる。①訴えの審査、②立案登記、③（担当部への）事件分配については異論のないところであろうが（民訴123）、④事件受理通知書・訴状・答弁書の送達、訴訟上の権利義務と合議体構成員の告知（民訴125・126・128）、⑤財産保全・証拠保全（民訴100以下・80）、⑥事前執行（民訴106以下）の申立てと審査、⑦証拠交換（民訴133④、証拠規定37～40）、⑧先行調停（民訴133③）となると、これらは時期により、法院により、扱いを異にしてきたところである。また、④⑦⑧については民事訴訟法第2編第12章第2節の「審理前の準備」におかれており、調停については、さらに、同じく第1節の「起訴と受理」にも、今次の改正で規定（民訴122）がおかれている。また、審理前の準備としては、訴訟資料を審査確認し、必要な証拠を収集すること（民訴129）、他法院への調査の嘱託（民訴131）も定められて

いる。

これら開廷審理前の準備活動については、実務の運用は統一されず、また、変遷を辿る。第一に、審理前の準備は通常手続に付属するものであるとして、事件の審理を担当する法官が一貫して行うというやり方がある。これに対しては、事件内容の把握という点では優れているが、開廷審理が形骸化するとの指摘がなされた。裁判所は訴訟資料を審査し、次に、双方当事者に別々に話を聞き、事件の状況を理解し、明らかにしなければならない問題を洗い出し、当事者に必要な証拠の提出を求め、それでも認定できないときは、当事者主義へと転換を進める前は、法官は裁判所を出て、紛争発生地に深く入り込んで調査を行った。そして、事実が基本的に明らかとなり、事件をどのように処理するか心づもりができたところで、繰り返し調停を行い、それでも成立しないときにはじめて開廷審理となつた。開廷審理の際には法官はすでに心証を得ており、開廷審理の形骸化が指摘されたところである。さらに、立審分離の要因となつた、法官の職権が過大になり、安易に調停を強いる等の弊害、司法の公正を害するとの指摘がされてきた。

こうした事態に対する改革の試みとして、法官が開廷審理前に当事者と非公式に接触することは司法の公正を疑わせ、また法官に予断を抱かせるのだとして、いつそのこと受理から開廷審理までの間、法官の当事者、証拠に対する接觸をすべて禁じ、一切を開廷審理から始めるべきだという主張もあり、一部の法廷では実践に移されていた。事件審理を担当する法官が審理前の準備も担当するとしながら、開廷審理の形骸化に着目し、法官は開廷審理より前に事実審査に入るべくなく、また、当事者との事前の過度な接觸は腐敗をもたらすと、90年代以降は、「一步開廷」、「直接開廷」、すなわち、開廷審理の前には原則として当事者と接觸せず、すべては公開の法廷で始まるのだとするやり方が提唱され行われた。

しかし、このようなやり方は、法官の予断の排除、開廷審理の機能の強化には効能を果たしたが、他方で、当事者の挙証責任が強調されるようになったが当事者の主体性が十分ではなかつたために、法官は書面による証拠にのみに頼ることになり、<sup>21)</sup> 証拠力の判断も難しく、準備不足は否めず、審理の充実には結びつかなかつた。<sup>22)</sup> そして、裁判の効率に影響を与えると考えられることから批

判も大きかった。

そのため、最高人民法院より1998年に公布された司法解釈、『民事経済裁判方式改革の問題に関する若干の規定』では、開廷前に行う準備について限定列举する（5）とともに、担当法官が開廷前に単独で当事者の一方およびその訴訟代理人と接触することを禁じている（6）。この規定は、一方で開廷前の証拠交換を認め（5⑦）、他方で不公正を疑わせるような当事者との接触を禁じた。<sup>23)</sup>

次に、開廷審理前の準備は書記官が行うという改革案もあり、試みる法院もあったがあまり普及しなかった。そのほか、法官の助手に位置づけられる法官助理が法官の指導の下に、初步的な審査を行い、当事者の挙証を指導し、財産保全・証拠保全の措置を探り、証拠交換を行い、証拠の調査、調停を行い、準備の終了に際しては、法官に準備状況を報告するといったやり方をする法院もあった。<sup>24)</sup>

そして、1999年の最高人民法院「人民法院5年改革綱要」では、受理審査とともに審理前の準備を立案廷で行うこととした。<sup>25)</sup>

さらに、民事紛争と法院に持ち込まれる事件の激増により、当時より、事件の振分けは重視され、法律関係が明確で、事実がはっきりとしていると認める場合、すなわち、事件内容が複雑でなく、双方当事者の事件事実についての争いが大きくなく、ただ、責任負担の上でのみ食い違いがあるような事件については、開廷して事実を調査する必要がないとして、合議廷は、当事者双方の同意のうえ開廷審理の前に直ちに調停を行うことができたが（『最高人民法院の《中華人民共和国民事訴訟法》の適用にあたっての若干の問題についての意見』（1992）91）、1999年の最高人民法院「人民法院5年改革綱要」においては、これも立案廷の任務となり、さらには立案廷自ら迅速に審理、処理することとなつた。立案改革の初期は、全ての事件は開廷審理すべきだと考えられたが、効率の観点より、簡単な事件については、立案廷が調停組あるいは速裁組を組織して処理する。例えば、長沙市雨花区法院立案廷は、2002年5月8日から10月25日までに1名の法官と1名の速記官で速裁組を組織し、226件の事件を受け、217件処理したが、平均処理期間は3.5日、判決は43件、調停は170件、取下げ4件であった。うち上訴は6件であり、取消あるいは差戻しは0件だった。この5か月間の全院民事事件の29パーセントを2名の速裁組が処理したことになる。<sup>26)</sup>

しかしながら、立審分立は、権限の分散により裁判所の恣意、司法腐敗を防止するという現実的な必要から採られたものであり、手続構造の視点から検討され選択されたものではない。訴訟要件の審査、また、それに加えて開廷審理前の準備のいくらかを事件担当部とは別機関で行うことは合理性を有するのであろうか。

現在、長寧区人民法院では、訴訟資料を審査確認し、必要な証拠を収集すること（民訴129）は事件担当部で行われている。後述のように、調停も立案庭では行われていない。

#### 4 「起訴難」と受理審査

「起訴難」という言い方は、行政訴訟や刑事訴訟でもなされるが、とりわけ民事訴訟において多く用いられてきた用語である。民事訴訟では、「三難」、すなわち、「起訴難」、「申訴（当事者の申立てによる再審）難」、および「執行難」という言い方があり、改革開放後の民事訴訟実務に常に存在してきた問題である。

「起訴難」の原因として、実体判決のための要件である訴訟要件を、訴え提起の要件、訴訟開始の要件としたことを指摘する者もいる。訴訟要件の審理は、訴訟開始後の手続の中で行うべきであるのに、訴訟開始前に行われている。訴え提起の要件と訴訟要件とを分離し、訴訟要件の審理を訴訟開始後の手続で行い、訴えの提起、訴訟開始のハードルを下げるべきであると指摘される。しかし、この見解は、立案庭を否定するものであるとの反響を呼んだ。

また、人々が訴えの提起が難しいと感ずるのには、裁判所と当事者との間に訴え提起の要件（民訴119）についての認識に差があることによる。「起訴難」とは、受理されるべき事件が受理されないことを表しているからである。

そして、その認識の差は、司法解釈等錯綜する中での法の解釈の不一致ということであるならば、やむを得ないともいえるところである。しかし、司法腐敗を原因とした違法な不受理もある。さらに、訴えの提起が法が定める要件を充たしていたとしても、ある類型の事件については、司法政策上、裁判所の内部規定、文書等により、受理が制限される場合もある。これらは非公開の司法政策に依るものであり、例としては、毒（メラミン）入りミルク事件がある。

2008年9月、河南省の人民法院に損害賠償請求訴訟の提起があったが、受理、不受理も何らの回答もなく放っておかれた。そして、他にも全国に同様の事件があることがメディアにより明らかにされた。毒入りミルク事件は、訴え提起の要件を充たすことは疑いのない事件であり、（旧民訴）112条によれば、7日以内に立案し、当事者に通知されなければならないはずであった。また、たとえ要件を充たさぬ場合にも、不受理の裁定を行い、この裁定には上訴が認められるはずであった。しかし、受理も不受理もされずにおかれている。

政治的にデリケートな問題に関わる訴訟については、いずれも同様の扱いがなされており、このような訴え提起後の事件の「凍結」は、司法潜在ルールとなっている。<sup>27)</sup>

また、「起訴難」をもたらすその他の要因としては、訴訟をなくし、減らすという指導理念と政策から、裁判所が、可能な限り当事者に訴訟を提起しないように勧めることが挙げられる。加えて、「事件終結率」、すなわち、受理事件数に占める終結事件数の割合が重んじられることから、裁判所の中には、年度末の一定期間には受理せず、次の年度を待って受理するという扱いが常態化しているところもあるという。

そのほか、受理件数を減らすために、窓口受付時間を短くしたり、管轄権があっても他の管轄法院への訴えの提起を勧めたりする。

また、管轄、主管に属さないときに、管轄に属さないとのみ告知し、当事者は他の法院へ行って主管に属さないことを知られ、いっそう縛れて説得がさらに難しくなるなど、デリケートな類型の紛争については様々な問題が挙げられている。

さらに、そうした要因によらずとも、同様の事件について受理不受理の判断が異なることもある。これは、民事訴訟法規定の要件が大まかであり、解釈の余地を生み出し、法官各自の能力、責任感の差異も相俟って生じている不統一である。<sup>28)</sup>

証明についての考え方にもバラつきがあり、中立との関係で検討されている。中国民事訴訟は、極端な職権主義的審理方式から当事者主義的審理方式へと転換していることからすれば、過渡的なことにせよ、我が国と比して積極的な証明が求められると考えていたところ、反って証明権の範囲については、公平、

中立を損ない、当事者の不満を呼ばぬようにと慎重にとらえられている。<sup>29)</sup>

しかし、長寧区法院では、考え方を大いに異にし、釈明権の適切で十分な行使こそ、「人民の」裁判所としての意義がはっきりと示される場面であるとの認識である。中国の民事訴訟においては、本人訴訟が多く、また、仮に弁護士についていても釈明の必要性は大きいという実情がある。事案によっては、派出所へ、弁護士を訪ねるようにと勧めることもあるが、「なんでもやる裁判所」になっているという。<sup>30)</sup>

## 5 調停の先行

### (1) 調停と訴訟の連携

今次の改正において、調停と訴訟の連携が打ち出された。中国には、土地革命の時より始まり、抗日戦争と新中国成立後の数十年を経て発展してきた人民調停制度があり、婚姻、家庭、相隣、賠償等の通常よく生ずる比較的軽微な紛争を対象として調停が行われてきた。人民調停委員会は、住民委員会、村民委員会、企業事業組織等に設けられた民間の自治組織であり、基層人民政府と基層法院の指導の下にある。今次の改正は、連携の一つの方策として、双方当事者の申立てにより、法院が人民調停の合意の適法性の確認を行い、不履行の場合には執行の申立てができるものとした（民訴195）。

また、法院に訴えが提起された場合にも、調停によることが適切であると判断される場合には、当事者が拒まぬ限りは調停を先行させるとの規定がおかれた（民訴122）。市場経済の発展と改革開放の深化に伴い、紛争も日増しに増加している。その解決ルートとして、訴訟費用が廉価なこともあり、法院に事件が集中し、基層法院では事件が滞積し、訴訟遅延は恒常化し、司法の役割を十分に果たせなくなっている。こうした認識の下、事件の振分けの必要性が指摘されるにいたり、今次の改正では、開廷審理前の準備手続（民訴133）、簡易手続（民訴157・162）においてその役割を担うべく規定がおかれているが、調停の先行はその最たるものであろう。では、この調停は、実際にはどのように行われるのであろうか。

民事訴訟との関連で、いつ調停を行うかによって、中国には訴前調停、立案調停、廷前調停の区別がある。「訴前調停」とは、当事者より訴状が提出された

後、当事者の同意を得て、しばし立案せず、立案廷の法官が合議廷により、あるいは単独で調停を主宰して合意により解決する紛争解決方法である。「立案調停」とは、一審民商事事件の立案後、民商事審判廷による審理に入る前に、双方当事者の同意を得て、立案廷の法官が合議廷により、あるいは単独で主宰して行う調停である。立案後民商事審判廷の審理前に行われることから、その期間は極めて短い。<sup>32)</sup>「廷前調停」とは、同じく事件受理後開廷審理の前に行われるが、事件を民商事審判廷に移し、民商事審判廷が開廷審理の前に行うものである点で立案調停とは異なる。<sup>33)</sup><sup>34)</sup>

## （2）法院外調停

上記意義による訴前調停、すなわち立案前の立案廷法官による調停の前に、前述の人民調停組織のほか、行政機関や商事調停組織、行政調停組織等に要請し行われる調停もある。最高人民法院が2009年に公布した『健全な訴訟と非訟の連携する矛盾紛争解決メカニズムの確立についての若干の意見』では、「人民法院の民事訴訟受理の範囲及び受訴人民法院の管轄に属する事件については、人民法院は訴状または口頭による訴えの後、正式な立案の前に、職権または当事者の申立てにより、行政機関、人民調停組織、商事調停組織、行政調停組織またはその他の調停機能を有する組織に任命派遣させ調停を行うことができる。当事者が調停に同意しない、または指定の時間内に調停の合意が成立できないときは、人民法院は速やかに立案しなければならない。」と定める。ここにいう調停は、立案前の調停であり、その主体は法院以外の法院により委託された組織である。<sup>35)</sup>

2003年、上海法院は、「法官主導の下に、訴訟調停を適度に社会化する新たなモデルの探求」を打ち出し、人民調停への委託を進めた。長寧区人民法院は司法局の支持の下、区連合人民調停委員会を成立させ、法院にその窓口を設置し、2006年9月には、全市19の法院すべてに「人民調停窗口」がおかれた。2009年5月には、全市の法院で人民調停に託された事件は119,378件に上り、同期一審民事事件受理件数の23.7%を占め、成功率は77%に達したとの報告がある。法院の関わり方については、法院ごとに特色があり、長寧区法院では、専門の民事紛争調停室をおき、専任の法官が管理、指導にあたり、浦東新区法院では、2名の法官と3名の書記官により、訴前調停組を組織し、任にあたった。

この人民調停への委託を進める中で、各基層法院は司法局に優秀な退職法官を推薦し、人民調停委員とすることで、それまでの人民調停委員の法的素養が低いという状況を改善し、人民調停の質と効率を向上させたとの報告である。

さらに、2009年5月には、長寧区法院と奉賢区法院の「訴訟調停ドッキングセンター」<sup>36)</sup>が成立し、人民調停と行政調停、司法調停及び業界調停との相互連携を進め、労働紛争、医療紛争、不動産紛争等、ホットな問題にあたっている。上海では、全市の各基層法院にこのセンターを建設する予定である。<sup>37)</sup>

なお、訴訟開始後の調停においても、民事訴訟法95条は、2004年に最高人民法院の『人民法院民事調停活動の若干の問題に関する規定』を受け、「人民法院は調停を行うにあたっては、関係機関および個人を招請し助力を求めることができる。招請された機関及び個人は、人民法院に助力して調停を行わなければならない。」と定めている。

### (3) 立案廷による調停

1997年に山東法院が立案改革を主唱し、全国に広まったが、その内容の一つが立案廷による開廷審理前の準備であり、そこには廷前調停（前述の意義によれば立案調停）も含まれた。山東寿光市、上海浦東区、長沙雨花区等の法院では、立案廷廷前調停組（速裁組）が30%以上の民商事事件を解決している。

しかし、立審分立に反するものであるとの批判があり、2002年12月までに、全国の法院の立案廷で廷前調停を行っているのは976、全体の30.28パーセントに過ぎない。<sup>38)</sup>立案調停で扱う事件の範囲を制限しないなら、受理審査という立案廷の本来の職責に影響するとも指摘された。立案調停は、効率の向上と、審判廷の負担を軽くすることを意図して設置された仕組みであり、それゆえに立案廷の本来の職務を圧迫することになるのは不合理である。よって、立案廷の調停は、一審に限るべきであるとも指摘される。<sup>39)</sup>

立案廷の法官が訴状提出後、立案前に行う訴前調停については、上海市第二中級人民法院で2003年6月より常道となつたという例が挙げられている。<sup>40)</sup>

以上、中国の一部地域の法院を例として、訴訟開始前後で行われる調停についてみてきたが、その後もそのやり方は試行錯誤が重ねられていることであろうし、ここに挙げられなかった地域では、また異なるのであろう。

### (4) 連携と手続保障

長寧区法院には、ガラス張りの調停室が並ぶスペースがある。そこでは、立案前の調停が、退職法官等により行われている。そして、次の段階で行われる調停は、立案後、審判庭の当該事件担当法官による調停、前述の意義によれば廷前調停である（民訴133②）。

廷前調停は、事件を審理する法官が調停も担当するものであり、事件の早期把握、審理の効率という面では優れている。では、立案前の調停の場合、法院内で行われているとはいえ、当該事件審理を担当する法官、現役法官以外の者が主宰する調停で得られた情報等は、訴訟開始後の審理に生かされることはないのであろうかとの疑問に対しては、立案前の調停で得られた情報は、訴訟担当法官に引きつがれるとのことであった。方法としては、通常はメモで、複雑なときは電話で行い、緊密な連携が保たれているとのことである。

また、手続保障の視点から、審理の諸原則が働かない法廷審理以外の場で得られた情報が判決の資料となるのではとの懸念に対しては、『証拠規定』67条の「訴訟において、当事者が調停合意の成立または和解の目的のために譲歩して及んだ事件事実の承認は、その後の訴訟で不利な証拠としてはならない。」との規定により、調停で得られた情報のうち、要件事実に関わることは判決の基礎としてはならないとの運用がなされているため、長寧区法院では問題となることはないということである。今後、他の法院での運用も調査・検討したい。

本研究はJSPS科研費20382567の助成を受けたものです。

#### 注

- 1) 「試行」の二文字が付されたのは、慎重に処理することが目的であって立法の一方法にすぎず、その効力に変わりはない。
- 2) 我が国でいうと再審手続であるが、再審の開始が当事者の申立てに限られないなど、我が国とはかなり異なっている（拙著「再審についての一考察」山形大学法政論叢49巻（2010）1～22頁参照。）。また、白出博之「中国民事訴訟法修正案（草案）について」際商vol.40、No.2（2012）183頁以下、特に192頁〔注〕の中で詳細な改正動向も併せて紹介されている。
- 3) 改正の概略については、拙著「訴訟と調停の連携——中華人民共和国民事訴訟法改正案（草案）」創価ロージャーナル5号（2012）231～245頁に紹介させていただいた。
- 4) 姜群ほか主編『民事訴訟程序 要点精釋与裁判依据』213頁（人民法院出版社、2010）参

照。

- 5) 重複起訴の禁止であろうが、同一の紛争がどのようにとらえられているのかは未だ調査中である。また、長寧区法院では、訴訟遅延と事件の滞積に対策を立てるべく検討・分析を行ったところ、本人訴訟の多い中国では、訴えにおいて定立された請求が当該紛争の解決において実は適当でなく、審理が進んだ後に、実は他の請求を立てるべきであったことが判明するということが稀ではないことがわかった。これは審理の迅速と効率に多大な影響を及ぼしているとの認識の下に、長寧区法院では、釈明を十分に行い、早い段階で請求を固定する方針が採られるに至った。そうであるとすれば、訴訟物を基礎として重複起訴について考えることも有効であろうが、他の法院でどのような方針がとられているのか、また、後述の「起訴難」を生み出す事情も考えると、その運用についても今後の調査・検討を要する。
- 6) 主管とは、民事訴訟法を適用して、裁判の方式により紛争を解決する法院の権限の範囲であり、紛争を生じた実体法上の法律関係が民事関係に属するかどうかを基準として画定される。また、法院と他の国家機関、社会団体との民事紛争処理における分担でもあり、主管が衝突するときは、法院が優先する。
- 7) 長寧区法院の邹碧华院長は御著書『要件事判九步法』(法律出版社、2010)において、自らの審判方法について詳細に述べている。また、今回の訪問の際の説明において、さらに改革を加えた審判方法を提示され、説明がなされたが、同席した他の法官達にとってもやはり初めて聞く改善部分もあり、頻繁といつていいほどに検討会、学習会が重ねられているとのことであった。
- 他に、中国の研究者により要件事実について書かれたものとしては、许可『民事审判方法要件事实论』(法律出版社、2009)がある。また、日本の要件事実論の研究のうえに、中国における要件事実論と裁判方法を論じたものとしては、小林正弘「要件事実論と中国における民事裁判」法律時報1050号(日本評論社、2012)93頁以下がある。
- 8) これら書面がないときには受理されないということであれば、我が国とは大いに異なるところであるが、この点については明確な答えは得られなかった。
- 9) 張卫平「“起訴難”：一个中国问题的思索」『民事诉讼回归原点的思考』7頁(北京大学出版社、2011) 参照。
- 10) 梁书文ほか主編『民事诉讼法及配套规定新释新解』1423頁以下(人民法院出版社、2000)、姜群ほか主編『民事诉讼程序 要点精释与裁判依据』221頁(人民法院出版社、2010) 参照。
- 11) 1号、3号、4号は119条4号を具体化し、その処理方法を定めたにすぎない。
- 12) 日本では訴えの利益の問題として処理される場合と、既判力が働き、前訴判断の拘束力により処理される場合とがある。前者の場合には中国においても裁判監督手続によるとは考えないのである。
- 13) 裁判について集團指導を行う人民法院内部の組織機関であり(民訴196I、人民法院組織法11)、その構成員は人民法院と同レベルの人民代表大会常務委員会により任命され、院長が主宰者となる。その職責は、具体的な事件についての討議、判断に及び、法官の質とレベルの向上を待たなければならないという中国の現状に適応する制度として設置されたが、裁判の独立を侵すのではないかと批判を受けてきた。
- 14) 李卫国／雀磊「试论民事立案审查制度」董开军ほか主編『民事诉讼法修改重要问题研究』

- 129頁（廈門大学出版社、2011）参照。
- 15) これまで不受理の裁定に対し上訴はできた（旧民訴112・140）が、裁定は口頭により、裁定書がなかったために実際には上訴できなかつことから、今回の改正により裁定書によるものと改められた。
- 16) 我が国においても訴訟要件について補正が不能な場合には、口頭弁論を経ないで訴えを却下することができる（日民訴140）。
- 17) 引出しにしまいこまれ、放っておかかる事件を意味する。
- 18) 長寧区人民法院に入ると、ガラス張りのボックスが並んでいる。こちらを向いて座っているのは、立案廷の法官である。前述のように、我が国と比して中国の受理審査の審査事項は実質審査に及ぶ。長寧区での調査でも、「だからこそ法官がやるのだ」との説明があつた。
- 19) 姜后波ほか著『案件受理』36頁以下（人民法院出版社、2005）参照。しかし、立案廷のさらなる専門化、分立の必要性が指摘される一方で、刑事自訴事件、行政事件については現在も立審不分離のままである法院もある（薛峰ほか「关于北京法院立案窗口接待规范化調研報告」董建中『立案 热点难点问题研究』7頁（人民法院出版社、2011）参照。）。
- 20) 2002年に施行された『最高人民法院の民事訴訟の証拠についての若干の規定』。証拠規定と略称する。
- 21) 当事者主義へと転換が進められた中国民事訴訟の問題の一つとして、証人の出廷率の低さに起因する書面審理化が指摘されてきた（王革新「中国民事訴訟の審理構造についての一考察」徳田和幸ほか編『現代民事司法の諸相 — 谷口安平先生古稀祝賀』287頁（成文堂、2005）、張永泉「书证制度的内在机理及外化规则研究」中国法学2008年第5期111頁以下、拙著「現代中国民事訴訟の展開と課題」中国21第35卷（2011）151頁参照。）。
- 22) 王琦主編『民事訴訟审前程序研究』103頁以下（法律出版社、2008）参照。
- 23) 『証拠規定』においても、举証期限（34Ⅰ）とともに開廷審理前の証拠交換について定められている（37）。証拠交換は、法官の主宰の下に行なわれるものであり（39）、証拠交換により、主要な争点を確定するものとされた。举証期限（34Ⅰ）と証拠交換（39・47Ⅱ）が定められることにより、争点と証拠の整理が行われることになった。
- 24) 書記官、法官助理に行わせる改革も試みられたということであるが、現在の法官制度によれば、書記官も助理法官も法官の卵である。法官になるためには、統一司法試験のほかに、公務員試験を受け、試験合格後は、書記官を2年、養成機関1年、助理法官3年を経て、法官となる。今年3月の北京市の法院で裁判傍聴した際にも書記官、法官ともに女性であり、審理の途中で見学に来た十数名の法官の中、多くを女性が占めていたが、上海でも女性法官が多く、今回、対応してくださったのも院長と2名の法官以外、4名は女性であり、その中1名は廷長、3名は副廷長で30代前半とみられる若さであった。女性が多いのには公務員試験が記憶重視の試験であり、女性に適しているようとの話であった。
- 25) 劉万洪「中英民事審前准备程序改革比較」董开军ほか主編『民事诉讼法修改重要問題研究』137頁（廈門大学出版社、2011）参照。
- 26) 姜后波ほか著『案件受理』28頁（人民法院出版社、2005）参照。
- 27) 張卫平「“起诉难”：一个中国问题的思索」『民事诉讼回归原点的思考』1頁以下（北京大学出版社、2011）参照。

- 28) 薛峰ほか「关于北京法院立案窗口接待规范化的调研报告」董建中『立案 热点难点问题研究』3頁以下（人民法院出版社、2011）、马云ほか「关于立案工作标准化问题的调研报告」董建中『立案 热点难点问题研究』49頁以下（人民法院出版社、2011）参照。
- 29) 薛峰ほか「关于北京法院立案窗口接待规范化的调研报告」董建中『立案 热点难点问题研究』9頁以下（人民法院出版社、2011）参照。
- 30) 長寧区法院における釈明の重視は、立案段階に止まらず、訴訟手続全般にいえることであり、裁判の統一と効率的な審理のために、本人訴訟の多い中国において、要件事実に基づく審理を進めるにあたっては、メニューを提示し、必要な材料も指示するような釈明が行われているとのことである。そこまでやって相手方は不公平であると不満を持たないのかとの疑問に対しては、相手方のことまで考える段階にはなっていないと冗談めかして答えられた。
- やはり受理の段階を超える話ではあるが、とにかく、疑問には十分にこたえ、説明も尽くす。傍聴させていただいたときも、審理終了後、法廷で、廊下で法官と当事者とが熱心に話をする姿を目にした。さらに、釈明の範囲まで超えるものであるが、しばしば、ただただ話を聞いてもらいたい当事者がおり、職務が終わるのを待っていることもあるという。精神的に不安定な当事者に対しては、心理学によるサポートも必要であり、法官自ら学んだり、専門家の助けを借りたりしている。長寧区法院では、邹碧华院長主編の『法庭的心理学』（法律出版社、2011）も出版されている。では、法官はそれだけ余裕のある執務体制なのかというと相当の激務であり、それらについては続稿に譲る。
- 31) おおよその調停の分類は本文に述べるとおりであるが、用語の使い方は一義的ではないので注意したい。
- 32) 最高人民法院が2007年に公布した『社会主義の調和ある社会構築において訴訟調停がさらに積極的な役割を果たすことについての若干の意見』においては、「人民法院は、立案段階の調停制度をさらに十全にしなければならない。立案後に、当事者の同意を経て、人民法院は立案段階で事件について調停を行うことができる。」(10)と規定している。
- 33) 2004年に最高人民法院の『人民法院民事調停活動の若干の問題に関する規定』が発せられる前は、審判庭が行う調停は、主として法廷審理後、裁判前に行われた。しかし、その第6条は、「人民法院は、答弁期間満了前に、当事者が調停に同意した事件については調停することができる。」と定めたことから、開廷審理の前に調停を行うことが可能となつた。
- 34) 王春光「立案调解研究」『民事立案、调解与再审实务研究』102頁以下（法律出版社、2007）参照。
- 35) 薛峰ほか「关于诉前调解工作的调研报告」董建中『立案 热点难点问题研究』31頁（人民法院出版社、2011）参照。
- 36) 労働、医療等に関わる行政機関や労働組合、消費者権益保護組織等の社会団体との協調による解決が目指されている。
- 37) 沈志先主編『诉讼调解』43頁以下（法律出版社、2009）参照。
- 38) 姜启波ほか著『案件受理』29頁（人民法院出版社、2005）参照。
- 39) 王春光「立案调解研究」『民事立案、调解与再审实务研究』111頁以下（法律出版社、2007）参照。

- 40) 沈志先主編『訴訟調解』47頁（法律出版社、2009）参照。
- 41) ガラス張りにすることで透明性の担保は図っているが、音は聞こえないので秘密は守られると考えられている。法官の執務室も、我が国では、例えば、書記官等のいる大きな部屋を通り、奥まったところにあり、個室ではないが、長寧区法院には、やはりガラス張りの個室が並ぶ。長寧区法院で現在改装中の新たな施設であり、法官は激務であるわりには待遇が見合わないので、優秀な人材を得るために、逃さぬために、執務環境を整えているとのことであった。法院の財政の仕組みについては、地方保護主義という形の司法腐敗の第一要因であると批判されてきたところであるが、財政の貧弱ゆえの腐敗ということについては、地方政府への訴訟費用納入率が低くなつたため、資金は以前よりも潤沢になつたということであるが、この点については、まだ調査を経ていない。